



託児の申込は講座の2日前までに  
直接こども室へ電話してください  
対象1歳から就学前までのお子様  
こども室 088-655-4638

ときわプラザ（徳島県立男女共同参画総合支援センター）

〒770-8055 徳島市山城町東浜傍1-1(アスティとくしま2階)

TEL : 088-655-3911 ファクシミリ: 088-626-6189

E-mail: flairtokushima@mf.pikara.ne.jp

URL: https://www.pref.tokushima.lg.jp/flair

開館時間: 10:00~18:00 休館日: 毎週火曜日(祝日の場合は翌日)

年末・年始休: 12月29日(日)~1月3日(金)

☆ 講座の申込方法 ☆

電話、ファクシミリ、E-mailのいずれかで、ときわプラザへお申し込みください。  
なお、各欄に申込先等がある講座は、そちらに直接ご連絡ください。

ときわプラザ情報



1月9日(木) 10:30~12:00 ◇申込不要	(共催)大人と絵本 ~心の基礎体力をつけましょう~ ●場所:学習室(アスティとくしま 2階) ●対象:大人 ◎問合せ先:女性グループ・すいーぶ 電話:088-631-5731 080-2995-1639(山橋)	女性グループ・すいーぶ 
1月11日(土) 13:30~15:20 ◇申込不要	(共催)フレアシネマ劇場 第1部:徳島県女性協議会からのお知らせ 研修「アンコンシャスバイアスについて考える」 第2部:映画上映「もういちど」 ●場所:プライダルコアときわホール(アスティとくしま 2階) ●対象:一般 ●定員:100名	徳島県女性協議会 
1月16日(木) 10:00~12:00 ◆要申込	(共催)ほのほの子育て お話スペース フレア ●場所:学習室(アスティとくしま 2階) ●対象:育児中の方、または育児に関心のある方 ●定員:20名程度 ●参加費:200円(資料代) ◎申込み・問合せ先:なかみちの会 電話:090-4330-1336 E-mail:adlertokushimamama3@gmail.com(細川)	なかみちの会 
1月18日(土) 10:00~12:00 ◆要申込	(共催)エンゼルランプ支援者養成講座 性暴力の影響とその回復のために ●講師:福田 由紀子さん ●場所:第5会議室(アスティとくしま 2階) ◎申込先:ウィメンズカウンセリング徳島 電話/ファクシミリ:088-633-5566 E-mail:kawanokazuyo@gmail.com	女性と子どもの人権を守るエンゼルランプ 
1月18日(土) 14:00~16:00 ◇申込不要	(企画委託)女性視点で考える防災・避難 ●講師:あんどろ りす さん ●場所:プライダルコアときわホール(アスティとくしま 2階) ◎連絡先:徳島県女性協議会 高開千代子 電話:088-662-4678 E-mail:c.takagai@nifty.ne.jp	徳島県女性協議会 
1月19日(日) 13:00~16:00 ◇申込不要	(推進)徳島あいの会(わかちあいの会) ~大切な人を自死で亡くした家族同士が語り合う場~ ●場所:第5会議室(アスティとくしま 2階) ●対象:ご家族を自死で亡くされた方 ◎問合せ先:徳島県精神保健福祉センター 電話:088-602-8911	
1月19日(日) 14:00~16:00 ◆要申込	(企画委託)「女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援」 キャリアで輝く女性のためのワークショップ~自分を知り、輝くキャリアへの2時間~ 1部 14:00~14:30 履歴書の書き方を知ろう!! 講師:理事 福山 研一 さん 2部 14:30~16:00 グループで自身の価値観を知ろう!! 講師:代表理事 山野 明美 さん ●場所:学習室(アスティとくしま 2階) ●定員:28名(先着順・予約制) ◎問合せ・申し込み:徳島県キャリアコンサルタント協会(福山・山野) FAX:088-655-8012 E-mail:tokushima.careerconsultant@gmail.com	
1月25日(土) 11:00~11:40 ◆要申込	親子で楽しく学ぶ性教育 「こどもジェンダー」~じぶんの「すき」をみつけよう!~ ●対象:5~8歳くらい ●定員:親子10組(20名)程度 ●場所:学習室(アスティとくしま 2階)	

--☆電話相談☆--

月・水・木・金・土 10:00~12:00・13:00~17:00

--☆面接相談(予約制)☆--

女性対象 1月16日(木)・23日(木) 10:00~12:00・13:00~16:00 (1人50分程度)

男性対象 1月17日(金) 15:00~17:00 (1人50分程度)

--☆法律相談(予約制・女性対象)☆--

毎月第2木曜日 13:00~16:00 (1人30分以内)

--☆創業相談(予約制)☆--

毎月第2・4水曜日 10:00~12:00・13:00~16:00 (1人50分程度)

--☆子育て相談(予約制・未就学児に関する事)☆-- 直通電話 088-655-4641

電話:日・月・水・木・金・土 11:00~12:00・13:00~16:00

面談:日・月・水 11:00~12:00・13:00~16:00



電話 088-626-6188

☆面接・法律・創業・子育て相談は  
必ず電話での予約をお願いいたします。



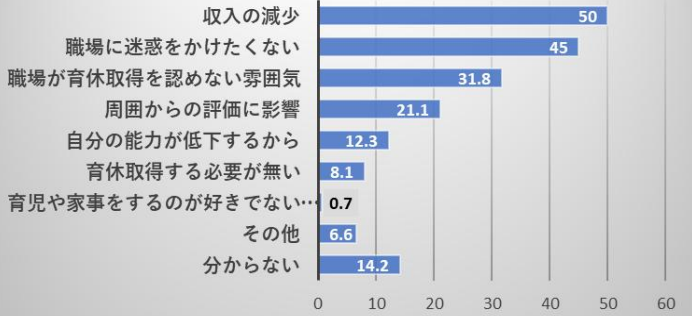


# 男女とも育休をとるのが当たり前時代に！

厚生労働省「若年層における育児休業取得に対する意識調査(2024年6月)」によると男性の84.3%が育休を取得したいと思っている。しかし現状は…

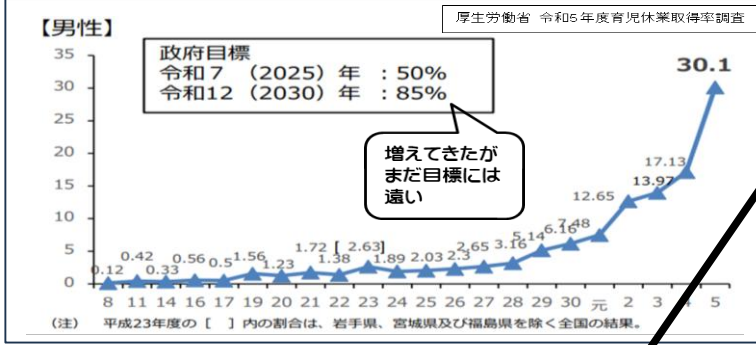
## なぜ、男性は育休を取得しないのか？

### 1ヶ月以上の育児休業を取得しない理由(既婚20~30代男性)



内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」2023年4月より作成

### 男性の育児休業取得率の状況(%)



## これらの不安に対する国の対策は？

法律により、育児休業等を申出・取得したことを理由とする不利益な取り扱い(解雇・雇止め・降格)の禁止と、ハラスメント防止対策が義務付けられています。

さらに…

## 日本の育休制度が整備され、世界でトップクラスの手厚さに！

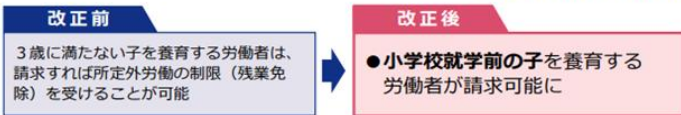
厚生労働省

### I : 育児・介護休業法の改正ポイント

① 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります  
施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置
- 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大されます  
施行日：令和7年4月1日



③ 育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます  
施行日：令和7年4月1日

- 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

⑤ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります  
施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。

⑥ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます  
施行日：令和7年4月1日

- 従業員数300人超の企業に、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。(現行では、従業員数1,000人超の企業に公表が義務付けられています。)

育児・介護休業法の改正  
(令和5年5月31日公布・令和7年4月1日施行)



④ 子の看護休暇が見直されます  
施行日：令和7年4月1日

#### 改正前

- 【名称】● 「子の看護休暇」
- 【対象となる子の範囲】● 小学校就学の始期に達するまで
- 【取得事由】● 病気・けが ● 予防接種・健康診断
- 【労使協定の締結により除外できる労働者】(1)引き続き雇用された期間が6か月未満 (2)週の所定労働日数が2日以下

#### 改正後

- 【名称】● 「子の看護休暇」
- 【対象となる子の範囲】● 小学校3年生修了までに延長
- 【取得事由】(\*詳細は省令) ● 感染症に伴う学級閉鎖等 ● 入園(入学)式、卒園式を追加
- 【労使協定の締結により除外できる労働者】● (1)を撤廃し、(2)のみに(週の所定労働日数が2日以下)

⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります  
施行日：令和7年4月1日

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置(\*面談・書面交付等による。詳細は省令。)
- 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する情報提供
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備(\*研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置。詳細は省令。)
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

収入の不安に対する国の対策としては、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、このように給付されます。

### 見直し内容

○子の出生直後の一定期間以内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて給付率80%手取りで10割相当)へと引き上げることとする。  
(施行期日：令和7年4月1日)

